

【5両未満営業所に対する運行管理者の選任義務付けについて】

○国土交通省令第十四号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十八条第一項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「（以下「運行車」という。）」を削る。

第十八条第一項を次のように改める。

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、五両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十五年五月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の公布の際現に一般貨物自動車運送事業者等の営業所であって、五両未満の事業用自動車（運行車（この省令による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第九条第三号に規定する運行車をいう。）及び被けん引自動車を除く。）の運行を管理するものについては、平成二十六年四月三十日までの間は、この省令による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（運行記録計による記録）</p> <p>第九条 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げる事業用自動車のほか、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車</p> <p>（運行管理者等の選任）</p> <p><u>第十八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、五両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。</u></p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（運行記録計による記録）</p> <p>第九条 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げる事業用自動車のほか、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車 <u>（以下「運行車」という。）</u></p> <p>（運行管理者等の選任）</p> <p><u>第十八条 一般貨物自動車運送事業者等は、次の各号に掲げる営業所において、それぞれ当該各号に定める数以上の運行管理者を選任しなければならない。</u></p> <p>一 <u>三十両未満の運行車の運行を管理する営業所又は五両以上三十両未満の事業用自動車（運行車及び被けん引自動車を除く。）の運行を管理する営業所であって、次号に掲げる営業所以外のもの</u> 二</p> <p>二 <u>三十両以上の事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の運行を管理する営業所</u> 一に <u>当該営業所において運行を管理する事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を加算して得た数</u></p> <p>2～4 （略）</p>